

## 伊賀市電子入札運用基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第8条の2に規定する電子入札システムを使用して行う入札（以下「電子入札システム」という。）及び見積書徴収の実施に関し、法令その他別に定めるもののほか、この基準に定めるところによるものとする。

### (対象案件)

第2条 電子入札の対象案件は、市長が電子入札で行うことを決定した案件を対象とする。

### (電子入札に参加できる者)

第3条 電子入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、第5条により市の電子入札システムに利用者登録をしている者とする。

### (入札参加者が使用するICカードの扱い)

第4条 電子入札システムに参加する者は、入札参加者の代表者（支店、営業所等が委任を受けて入札を行う場合はその支店、営業所等の長）の名義でICカードを取得するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札参加者の名称又はICカードの名義人である代表者等に変更が生じたこと等により、ICカードが失効した場合において、旧ICカード使用届出書（様式第1号）を提出したときは、伊賀市入札参加資格に関する要綱（平成16年伊賀市告示第90号）第6条の規定による入札参加者資格者変更届の届出日から2月以内に限り、当該ICカードを電子入札に使用することができる。

### (利用者登録)

第5条 電子入札を利用しようとする者は、電子入札システムに電子入札参加に必要な入札参加者の情報（以下、「利用者情報」という。）を登録しなければならない。

- 2 利用者情報を登録した入札参加者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに利用者情報の変更を行わなければならない。

### (特定建設工事共同企業体における特例)

第6条 入札参加者が特定建設工事共同企業体（伊賀市建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱）（平成16年伊賀市告示第94号）第3条に定める特定建設工事共同企業体をいう。）である場合は、当該企業体の代表者が代表者等の名義で取得したICカードにより入札参加するものとする。

(電子入札システム等の利用可能時間)

第7条 電子入札システム等の運用時間は次のとおりとする。ただし、伊賀市の休日を定める条例(平成16年伊賀市条例第2号)に規定する休日及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。

	電子入札システム	入札情報システム	電子入札 コールセンター
運用時間	午前8時から 午後8時まで	午前6時から 午後11時まで	午前9時から 午後6時まで

(入札の延期、中止等)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する場合は入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更(延期)若しくは中止又は紙入札に変更することができる。

- (1) システム障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したとき。
- (2) 電子入札システムの定期又は随時の保守点検を行うとき。
- (3) 電子入札システムの改修を行う必要があるとき。
- (4) 仕様書、設計書に重大な積算誤り等があったとき。

(入札書等の提出)

第9条 入札参加者は、電子入札システムにより、市長が指定した日時までに入札書及び内訳書等の必要書類を提出しなければいけない。ただし、内訳書については、提出を求めないこととした場合は、この限りでない。

2 提出した入札書等を修正又は取消しをすることはできない。

(参加資格確認申請書の提出)

第10条 一般競争入札に参加する入札参加者は、市長が指定した日時までに、電子入札システムにより参加資格確認申請書及び入札公告で定められた提出書類を提出しなければならない。

2 第17条による場合は伊賀市一般競争入札実施要綱(平成16年伊賀市告示第92号)第5条に定める入札参加資格確認申請書及び入札公告で定められた提出書類を市に持参又は郵送により提出するものとする。

(入札の辞退)

第11条 入札書提出締切日時までの辞退の申出は、電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、第17条による場合は、市に持参又は郵送により提出するものとする。

(入札の執行回数)

第12条 入札の執行回数は、2回を限度とし、この限度内に落札者がいないときは打ち切りとする。ただし、予定価格を事前公表する場合は1回を限度とする。

(入札の無効)

第13条 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書提出締切日時において、入札書及び入札書添付書類が電子入札システムに到着していないもの
- (2) 他人のICカードを不正に取得し、名義になりすまして入札に参加したとき。
- (3) 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のICカードを利用して入札に参加したとき。
- (4) 同一の案件に対し、同一事業者が故意に複数のICカードを利用して電子入札に参加したとき。
- (5) 入札書に指定された入力項目が不明確な入札
- (6) 内訳書を求めた場合において、これが添付されていない入札
- (7) 入札金額が内訳書の合計金額と異なる入札
- (8) 落札候補者が指定した期間内に確認資料等を提出しないとき。
- (9) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

(入札の失格)

第14条 次のいずれかに該当する入札参加者は失格とし、再度入札には参加できない。

- (1) 入札金額が、最低制限価格を下回る入札をしたとき。
- (2) 入札金額が前回の入札における最低価格と同額以上の入札をしたとき。

(開札について)

第15条 開札は、開札予定日時到来後、速やかに電子入札システムを使用して、開札事務従事職員2名以上で開札するものとし、入札者の立会を行わないものとする。

(くじによる落札者の決定)

第16条 落札者(事後審査型一般競争入札の場合にあつては落札候補者)となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじによるくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

(紙入札の参加の取扱い)

第17条 入札参加者が次のいずれかに該当し、電子入札における入札手続きが継続できない場合は、第9条にかかわらず、電子入札システムによる入札等の提出期限までに、紙入札用入札(見積)書(様式第2号)、内訳書及び入札参加資格確認申請書等を提出する

ことができる。

- (1) ICカード記載事項の変更等によりその効力を喪失したとき。
- (2) 暗証番号の誤入力によりその使用が停止されたとき。
- (3) 破損等により使用できなくなった場合でICカード再発行の申請中であるとき。
- (4) 電子入札の導入を準備している場合で未だに準備が完了していないとき。
- (5) その入札参加者にやむを得ない事由があると認められるとき。

2 紙入札による参加を希望する者は、市に「紙入札参加届出書（様式第3号）」を提出することで、当該入札に紙入札による参加を認めるものとする。提出は、市へ持参又は郵送するものとし、紙入札での参加を認められた者（以下、「紙入札業者」という。）は当該入札について、電子入札への移行は認めないものとする。

（紙入札を認めた場合の取扱い）

第18条 市は、前条の届出書を受理した場合は、速やかに紙入札業者として電子入札システムに登録する。紙入札業者に登録された入札参加者は、電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、すでに実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱う。

2 紙入札業者における各種締切日時は、電子入札の各種締切日時と同一とする。

3 入札書及び入札添付書類は、封筒に入れ、封緘のうえ市に直接持参するものとし、郵送による提出は認めない。

4 入札書にくじ番号が記載されていない場合は、当該入札者のくじ入力番号は、電子入札システムにより市長が定める。

（入札結果の公表）

第19条 電子入札における入札結果については、落札決定後、入札情報システム（市が発注する入札案件情報、開札結果等を電子的に公開するシステムをいう。）にて公表するものとする。

（見積書の徴収に係る手続き）

第20条 電子入札システムを使用して行う見積書の徴収に係る手続きは、電子入札の手続の例により行う。

附 則

この基準は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## 旧 I C カード使用届出書

年 月 日

伊賀市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

伊賀市入札参加資格者名簿の登録内容の変更に伴い、電子入札システムで使用する I C カードを変更することとなりましたので、旧 I C カードの使用を届け出ます。

記

旧 I C カード の登録内容	住所	
	氏名又は商号	
	取得者指名	
変更の内容		
変更の届出日		

備考

- 1 「変更の届出日」については、入札参加資格審査申請の共同受付先へ届け出た日を記入すること。
- 2 入札参加資格申請書の変更の届出を完了した上で、本届出書を提出すること。
- 3 旧 I C カードの使用期限は、入札参加者資格者変更届から2か月以内とし、期限を超えたときは効力を失うものとする。

様式第2号（第17条関係）

紙入札用入札（見積）書				
金額				
契約番号				
件名				
場所				
入札保証金				
くじ番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> （3桁のくじ入力番号を記入のこと。）			
<p>上記金額をもって請負いたしたいので伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）及び指示事項を承知して入札いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地</p> <p>入札者 商号又は名称</p> <p>代表者職氏名 印</p> <p>伊賀市長 様</p>				

- (注) 1 この入札書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字はアラビア数字を用いること。
- 2 くじ番号が記載されていない場合は、電子入札システムにより市長が定める。

様式第3号（第17条関係）

## 紙入札参加届出書

年 月 日

伊賀市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

下記案件について、伊賀市電子入札システムによる電子入札に参加ができないため、紙入札による参加を届出します。

### 記

1 契約番号

2 件 名

3 電子入札に参加できない理由